

三朝町消防団デジタル化事業仕様書

1 目的

アプリケーション及びそれに準ずる方法により、出動指令の通知、災害情報共有、消防団の庶務（スケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等）を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務名 三朝町消防団デジタル化事業
- (2) 業務場所 三朝町消防団本部、他
- (3) 契約期間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
- (4) 使用対象 消防団員（令和6年4月1日時点、消防団員数287名、条例定数330名）、その他

3 アカウント登録及びユーザー管理

団員毎にアカウント情報を配布し、個人のアカウントを登録する。

なお、登録する情報は以下のとおり。

- (1) 団員番号（発注者指定番号）
- (2) 氏名
- (3) 電話番号
- (4) 階級（団長、地区団長、副地区団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員）
- (5) 分団名
- (6) その他（使用状況等により発注者と協議の上増減ができること）

4 機能及び運用

- (1) 鳥取中部ふるさと広域連合消防局からの発災メールをトリガーに、システムが自動起動するもの。その他、任意で出動指令が発出できるもの。
- (2) 災害出動する消防団員の「出動手段」を回答・共有できること。
- (3) 団員毎の活動記録及び出動報酬額等を任意の様式で出力できること。
- (4) システム等に記録された情報等を、権限のある利用者が電子媒体等に保存可能なこと。
- (5) 団員の活動記録から団員及び所属ごとに出勤報酬の集計が出来ること。
かつ、三朝町が運用する公会計システムにデータの出力が可能であること。
- (6) 災害状況を記録でき、消防団員間や三朝町及び関係機関等と共有ができるもの
- (7) 一般的な事務連絡等について、消防担当職員や消防団幹部が情報を掲載し閲覧できる機能を有すること。
- (8) 消防水利の設置状況及び水利情報を登録することが可能なこと。
- (9) 不正アクセス防止や、アカウントの再設定や有効化・無効化などを行える、管理者機能を備えること。

5 運用支援

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、操作マニュアルを作成し、使用者に対して使用方法の研修を行うこと。なお、当該研修等に係る費用は受注者の負担とする。

(1) 研修概要

導入支援研修、システム操作研修

(2) 研修体制

- i) 運用開始前に三朝町職員と受注者で日程調整し研修要員を派遣すること。
- ii) 研修の実施については、三朝町職員と協議の上、発注者が指定する職員及び消防団員に対して実施することとする。

6 保守

- (1) 保守については、システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、機能維持を図るための万全な保守体制（24時間）をとること。
- (2) リモート監視または職員等により障害の発生を確認した時には、速やかにリモートメンテナンス及び電話サポート等により対応すること。
- (3) システムの保守管理についてはクラウドによるライセンス提供によりシステムの保守管理は受注者が実施するものとする。

7 関係法令の遵守

受注者は業務の遂行にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

8 秘密保持義務

発注者及び受注者は、直接又は間接的に知りえた相手方の業務上の情報（ただし、開示当事者が秘密である旨明示したものに限り）を、外部に漏らし又はほかの目的に利用してはならない。この契約の終了後又は解除された場合も同様とする。ただし、取得の際に既に公開され若しくは取得していた情報、取得後に公開され若しくは独自に開発した情報、第三者から守秘義務なく取得した情報、又は司法機関・行政機関の命令による開示義務の範囲の情報については、秘密を保持すべき情報に含まない。

9 特記事項

- (1) 受注者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡を取り、十分な打ち合わせを行うこと。又、業務着手前に全体の工程や作業方法について発注者の承諾を得ること。
- (2) 受注者は業務の実施にあたり仕様書等に疑義を生じた場合は、発注者と協議のうえ実施するものとする。

以上